

生活福祉資金 新型コロナウイルス特例貸付 『緊急小口資金』『総合支援資金』の申込書類について

標記の件につきまして、下記のとおり申込書類一式を送付いたします。

まずは、『緊急小口資金』から、申し込み手続きを進めてください。

その後、『緊急小口資金』だけでは当面の生活費用の捻出が困難な方については、『総合支援資金』の申込書類を同封しておりますので、必要に応じてお申し込みください。

なお、書類の作成に当たっては、「申込書類の作成と記入例」をよくお読みいただき、準備を進めていただきますようお願いいたします。

また、各貸付の内容については、裏面をご覧ください。

記

【送付書類】

緊急小口資金（特例貸付） ※取り急ぎ、生活費を借りたい方	総合支援資金（特例貸付） ※当面の生活費用にお困りの方 （緊急小口資金と同時の申し込み可。）
借入申込書/重要事項説明書（黄色）〈両面〉	借入申込書/重要事項説明書（緑色）〈両面〉
収入の減少状況に関する申立書（黄色）	収入の減少状況に関する申立書（緑色）
借用書（黄色）	借用書（緑色）
確認チェックリスト（黄色）	確認チェックリスト（緑色）A・Bの2種
	新規貸付相談シート（藤色）
預金口座振替依頼書（4枚複写）	預金口座振替依頼書（4枚複写）

・申込書類の作成と記入例

・提出用封筒 2部 ※申込書類の郵送は、簡易書留でお願いします。

※ 「緊急小口資金」と「総合支援資金」を同時にお申し込みされる方は、1枚の封筒に「緊急小口資金」と「総合支援資金」の申込書類すべてを同封してご返送くださいますようお願いいたします。

【お問合せ・送付先】

社会福祉法人 京都市社会福祉協議会

新型コロナウイルス感染症にかかる貸付・給付総合窓口

住所：京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1

ひと・まち交流館京都 4階

受付時間：午前9時～午後4時（土・日・祝日を除く）

問い合わせ専用電話

075-354-8748

075-354-8776

新型コロナウイルスの影響を受け、休業・失業・減収により

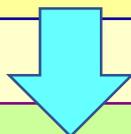
生活費にお困りの方への貸付制度

取り急ぎ、一時的な生活費を借りたい方
緊急小口資金(特例貸付)

書類を不備なく受理後、貸付決定から送金まで10日程度の日数を要します。

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の生活費用の貸付します。

- 対象:新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
- 貸付上限額:1世帯あたり10万円以内
(特に必要と認められる場合は1世帯あたり20万円以内)
- 据置期間 :1年以内
- 償還期限 :2年以内
- ※無利子・保証人不要(ただし、償還期日までに償還完了しなかった場合、残りの元金に対して年3%の延滞利子が加算されます。)



さらに当面の生活費を借りたい方
総合支援資金(特例貸付)

書類を不備なく受理後、貸付決定から送金まで1ヶ月程度の日数を要します。

緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合に、当面の生活費用の貸付します。

- 対象:新型コロナウイルスの影響を受け、失業や収入の減少等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- 貸付上限額:単身世帯 15万円以内/月
2人以上世帯 20万円以内/月
- 貸付期間 :原則3か月以内(3か月の間、毎月振り込まれます。)
- 据置期間 : 1年以内
- 償還期限 :10年以内
- ※無利子・保証人不要(ただし、償還期日までに償還完了しなかった場合、残りの元金に対して年3%の延滞利子が加算されます。)

※緊急小口資金と総合支援資金は同時の申し込みが可能ですが、緊急小口資金の審査事務が先行します。

※今回の特例措置では、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる取扱いとし、生活に困窮された方にきめ細かく配慮しますとされています(厚生労働省通知)。